

京都市元離宮二条城事務所規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第69号

京都市元離宮二条城事務所規則等の一部を改正する規則

(京都市元離宮二条城事務所規則の一部改正)

第1条 京都市元離宮二条城事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第2項中「補佐し、所長補佐は所長が定める事務について所長を」を削り、同条第3項中「、担当課長補佐」を削る。

第4条中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市区役所支所事務分掌規則の一部改正)

第2条 京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第2条第2項中「、担当課長補佐」を削り、同条第4項を削る。

第3条第2項及び第4条中「、担当課長補佐」を削る。

第5条第5項及び第6項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

(京都市動物園事務分掌規則の一部改正)

第3条 京都市動物園事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第4項を削り、同条第5項中「、担当課長補佐」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第4条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第4条 京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第4項及び第7項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第8項の表担当課長補佐の項を削り、同条第9項の表担当課長補佐の項を削る。

第2条第4項中「、担当課長補佐」を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第

5項とする。

第4条第3項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市まち美化事務所規則の一部改正)

第5条 京都市まち美化事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第3項を削り、同条第4項中「担当課長補佐、」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第4条中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市旅費条例施行細則の一部改正)

第6条 京都市旅費条例施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式中「課長補佐・」を削る。

(京都市土木事務所規則の一部改正)

第7条 京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第2項中「補佐し、所長補佐は所長が定める事務について所長を」を削り、同条第3項中「担当課長補佐、」を削る。

第4条中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市生活環境美化センター規則の一部改正)

第8条 京都市生活環境美化センター規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第2項中「補佐し、所長補佐は所長が定める事務について所長を」を削り、同条第3項中「、担当課長補佐」を削る。

第4条中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正)

第9条 京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項、第3条第3項、第4条第3項、第6条及び第7条中「、課長補佐、担

当課長補佐」を削る。

(京都市中央卸売市場第二市場規則の一部改正)

第10条 京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「課長補佐、担当課長補佐又は」を削る。

第3条第2項中「、担当課長補佐」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第4条中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市美術館事務分掌規則の一部改正)

第11条 京都市美術館事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第4条第5項を削り、同条第6項中「、担当課長補佐」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第5条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第7条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市埋立事業管理事務所規則の一部改正)

第12条 京都市埋立事業管理事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第2項中「補佐し、所長補佐は所長が定める事務について所長を」を削り、同条第3項中「担当課長補佐、」を削る。

第4条中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市農業振興センター規則の一部改正)

第13条 京都市農業振興センター規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第2項を削り、同条第3項中「、担当課長補佐」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第4条中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

(京都市歴史資料館事務分掌規則の一部改正)

第14条 京都市歴史資料館事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項及び第2条第5項中「、担当課長補佐」を削る。

第3条第2項中「担当課長補佐又は」を削る。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(事務の概目)」を付する。

第5条に見出しとして「(報告)」を付し、同条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市桃陽病院事務分掌規則の一部改正)

第15条 京都市桃陽病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「、院長補佐、事務長補佐、担当課長補佐」を削る。

第2条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「担当課長補佐及び」を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第3条第1項中「院長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第2項中「事務長補佐又は」を削る。

第5条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市区役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第16条 京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「所長補佐又は」を削る。

第2条第2項中「所長補佐、担当課長補佐又は」を削る。

第3条第2項中「所長補佐及び」を削り、同条第3項中「補佐し、前条第2項に規定する所長補佐は所長が定める事務について所長を」を削り、同条第4項中「担当課長補佐、」を削る。

第4条第1項中「所長補佐又は」を削り、同条第2項中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部改正)

第17条 京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「以上」を削る。

第11条第2号から第7号までの規定中「6級」を「5級」に改める。

(京都市京北・左京山間部農林業振興センター規則の一部改正)

第18条 京都市京北・左京山間部農林業振興センター規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は所長補佐」を削る。

第3条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第4条中「所長補佐又は」を削る。

(京都市みどり管理事務所規則の一部改正)

第19条 京都市みどり管理事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第3項を削り、同条第4項中「、担当課長補佐」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第4条中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市市税事務所規則の一部改正)

第20条 京都市市税事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削り、「担当課長、担当課長補佐」を「担当課長」に改める。

第3条第3項中「、担当課長補佐」を削り、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第4条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第7条中「、担当課長補佐」を削る。

(京都市子育て支援総合センターこどもみらい館事務分掌規則の一部改正)

第21条 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第4項を削り、同条第5項中「、担当課長補佐」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第4条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(京都市旅費条例施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局人事部人事課)